

中央労働災害防止協会会長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部長

「STOP！転倒災害プロジェクト 2015」の実施について

休業 4 日以上の死傷災害の 2 割以上を占め、事故の型別に見ると最も多い転倒災害の大幅な削減を目的として、今般、厚生労働省と貴団体が主唱者となり、「STOP！転倒災害プロジェクト 2015」（以下「プロジェクト」といいます。）を実施することとしたところです。

プロジェクトの推進に当たり、厚生労働省におきましては、下記の取組を行いますので御了知いただくとともに、貴団体におかれましても、当該取組と連携して①会員事業場等への周知啓発、②事業場の転倒災害防止対策への指導援助、③転倒災害防止対策に資するセミナー等の開催、教育支援、④転倒災害防止対策に資するテキスト、周知啓発資料等の提供、⑤転倒災害の防止に有益な保護具等の普及促進等に、各団体の実情に応じて、効果の見込める手法により取り組んでいただきますよう、お願いします。

記

1 STOP！転倒災害特設サイトの開設

STOP！転倒災害特設サイトを開設し、各事業場における取組事例、事業場が転倒危険箇所等を点検する際のチェックリスト、積雪・凍結期における対策等の情報を提供する。

2 転倒災害防止のためのパンフレットの作成及び配布

転倒災害の発生状況、各事業場における取組事例、事業場が転倒危険箇所等を点検する際のチェックリスト等をまとめたパンフレットを作成し、特設サイトに掲載するほか印刷物として事業場に配布する。

3 各事業場へのプロジェクトの周知啓発、指導

(1) 重点取組期間の設定

都道府県労働局、労働基準監督署における個別指導、集団指導等の機会を捉えて上記パンフレットを活用したプロジェクトの周知、事業場における転倒災害防止重点取組期間（2月、6月）の設定、重点取組期間における安全委員会等での調査審議と職場巡視等を指導する。

（2）事業場における転倒防止対策への取組指導

事業場において以下の対策に取り組むよう指導する。

① 一般的な転倒災害防止対策

- ア 作業通路における段差や凹凸、突起物、継ぎ目等の解消
- イ 4S（整理、整頓、清掃、清潔）の徹底による床面の水濡れや油汚れ等のほか台車等の障害物の除去
- ウ 照度の確保、手すりや滑り止めの設置
- エ 危険箇所の表示等の危険の「見える化」の推進
- オ 転倒災害防止のための安全な歩き方、作業方法の推進
- カ 作業内容に適した防滑靴、プロテクター等の着用の推進
- キ 定期的な職場点検、巡視の実施
- ク 転倒予防体操の励行

② 冬期における転倒災害防止対策

- ア 気象情報の活用によるリスク低減の実施
- イ 通路、作業床の凍結等による危険防止の徹底

基安発 0120 第 3 号
平成 27 年 1 月 20 日

建設業労働災害防止協会会長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部長

「STOP！転倒災害プロジェクト 2015」の実施について

休業 4 日以上の死傷災害の 2 割以上を占め、事故の型別に見ると最も多い転倒災害の大幅な削減を目的として、今般、厚生労働省と貴団体が主唱者となり、「STOP！転倒災害プロジェクト 2015」（以下「プロジェクト」といいます。）を実施することとしたところです。

プロジェクトの推進に当たり、厚生労働省におきましては、下記の取組を行いますので御了知いただくとともに、貴団体におかれましても、当該取組と連携して①会員事業場等への周知啓発、②事業場の転倒災害防止対策への指導援助、③転倒災害防止対策に資するセミナー等の開催、教育支援、④転倒災害防止対策に資するテキスト、周知啓発資料等の提供、⑤転倒災害の防止に有益な保護具等の普及促進等に、各団体の実情に応じて、効果の見込める手法により取り組んでいただきますよう、お願いします。

記

1 STOP！転倒災害特設サイトの開設

STOP！転倒災害特設サイトを開設し、各事業場における取組事例、事業場が転倒危険箇所等を点検する際のチェックリスト、積雪・凍結期における対策等の情報を提供する。

2 転倒災害防止のためのパンフレットの作成及び配布

転倒災害の発生状況、各事業場における取組事例、事業場が転倒危険箇所等を点検する際のチェックリスト等をまとめたパンフレットを作成し、特設サイトに掲載するほか印刷物として事業場に配布する。

3 各事業場へのプロジェクトの周知啓発、指導

(1) 重点取組期間の設定

都道府県労働局、労働基準監督署における個別指導、集団指導等の機会を捉えて上記パンフレットを活用したプロジェクトの周知、事業場における転倒災害防止重点取組期間（2月、6月）の設定、重点取組期間における安全委員会等での調査審議と職場巡視等を指導する。

(2) 事業場における転倒防止対策への取組指導

事業場において以下の対策に取り組むよう指導する。

① 一般的な転倒災害防止対策

- ア 作業通路における段差や凹凸、突起物、継ぎ目等の解消
- イ 4S（整理、整頓、清掃、清潔）の徹底による床面の水濡れや油汚れ等のほか台車等の障害物の除去
- ウ 照度の確保、手すりや滑り止めの設置
- エ 危険箇所の表示等の危険の「見える化」の推進
- オ 転倒災害防止のための安全な歩き方、作業方法の推進
- カ 作業内容に適した防滑靴、プロテクター等の着用の推進
- キ 定期的な職場点検、巡視の実施
- ク 転倒予防体操の励行

② 冬期における転倒災害防止対策

- ア 気象情報の活用によるリスク低減の実施
- イ 通路、作業床の凍結等による危険防止の徹底

陸上貨物運送事業労働災害防止協会会長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部長

「STOP！転倒災害プロジェクト 2015」の実施について

休業 4 日以上の死傷災害の 2 割以上を占め、事故の型別に見ると最も多い転倒災害の大幅な削減を目的として、今般、厚生労働省と貴団体が主唱者となり、「STOP！転倒災害プロジェクト 2015」（以下「プロジェクト」といいます。）を実施することとしたところです。

プロジェクトの推進に当たり、厚生労働省におきましては、下記の取組を行いますので御了知いただくとともに、貴団体におかれましても、当該取組と連携して①会員事業場等への周知啓発、②事業場の転倒災害防止対策への指導援助、③転倒災害防止対策に資するセミナー等の開催、教育支援、④転倒災害防止対策に資するテキスト、周知啓発資料等の提供、⑤転倒災害の防止に有益な保護具等の普及促進等に、各団体の実情に応じて、効果の見込める手法により取り組んでいただきますよう、お願いします。

記

1 STOP！転倒災害特設サイトの開設

STOP！転倒災害特設サイトを開設し、各事業場における取組事例、事業場が転倒危険箇所等を点検する際のチェックリスト、積雪・凍結期における対策等の情報を提供する。

2 転倒災害防止のためのパンフレットの作成及び配布

転倒災害の発生状況、各事業場における取組事例、事業場が転倒危険箇所等を点検する際のチェックリスト等をまとめたパンフレットを作成し、特設サイトに掲載するほか印刷物として事業場に配布する。

3 各事業場へのプロジェクトの周知啓発、指導

(1) 重点取組期間の設定

都道府県労働局、労働基準監督署における個別指導、集団指導等の機会を捉えて上記パンフレットを活用したプロジェクトの周知、事業場における転倒災害防止重点取組期間（2月、6月）の設定、重点取組期間における安全委員会等での調査審議と職場巡視等を指導する。

（2）事業場における転倒防止対策への取組指導

事業場において以下の対策に取り組むよう指導する。

① 一般的な転倒災害防止対策

ア 作業通路における段差や凹凸、突起物、継ぎ目等の解消

イ 4S（整理、整頓、清掃、清潔）の徹底による床面の水濡れや油汚れ等のほか
台車等の障害物の除去

ウ 照度の確保、手すりや滑り止めの設置

エ 危険箇所の表示等の危険の「見える化」の推進

オ 転倒災害防止のための安全な歩き方、作業方法の推進

カ 作業内容に適した防滑靴、プロテクター等の着用の推進

キ 定期的な職場点検、巡視の実施

ク 転倒予防体操の励行

② 冬期における転倒災害防止対策

ア 気象情報の活用によるリスク低減の実施

イ 通路、作業床の凍結等による危険防止の徹底

基安発 0120 第 3 号
平成 27 年 1 月 20 日

林業・木材製造業労働災害防止協会会長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部長

「STOP！転倒災害プロジェクト 2015」の実施について

休業 4 日以上の死傷災害の 2 割以上を占め、事故の型別に見ると最も多い転倒災害の大幅な削減を目的として、今般、厚生労働省と貴団体が主唱者となり、「STOP！転倒災害プロジェクト 2015」（以下「プロジェクト」といいます。）を実施することとしたところです。

プロジェクトの推進に当たり、厚生労働省におきましては、下記の取組を行いますので御了知いただくとともに、貴団体におかれましても、当該取組と連携して①会員事業場等への周知啓発、②事業場の転倒災害防止対策への指導援助、③転倒災害防止対策に資するセミナー等の開催、教育支援、④転倒災害防止対策に資するテキスト、周知啓発資料等の提供、⑤転倒災害の防止に有益な保護具等の普及促進等に、各団体の実情に応じて、効果の見込める手法により取り組んでいただきますよう、お願いします。

記

1 STOP！転倒災害特設サイトの開設

STOP！転倒災害特設サイトを開設し、各事業場における取組事例、事業場が転倒危険箇所等を点検する際のチェックリスト、積雪・凍結期における対策等の情報を提供する。

2 転倒災害防止のためのパンフレットの作成及び配布

転倒災害の発生状況、各事業場における取組事例、事業場が転倒危険箇所等を点検する際のチェックリスト等をまとめたパンフレットを作成し、特設サイトに掲載するほか印刷物として事業場に配布する。

3 各事業場へのプロジェクトの周知啓発、指導

(1) 重点取組期間の設定

都道府県労働局、労働基準監督署における個別指導、集団指導等の機会を捉えて上記パンフレットを活用したプロジェクトの周知、事業場における転倒災害防止重点取組期間（2月、6月）の設定、重点取組期間における安全委員会等での調査審議と職場巡視等を指導する。

(2) 事業場における転倒防止対策への取組指導

事業場において以下の対策に取り組むよう指導する。

① 一般的な転倒災害防止対策

ア 作業通路における段差や凹凸、突起物、継ぎ目等の解消

イ 4S（整理、整頓、清掃、清潔）の徹底による床面の水濡れや油汚れ等のほか台車等の障害物の除去

ウ 照度の確保、手すりや滑り止めの設置

エ 危険箇所の表示等の危険の「見える化」の推進

オ 転倒災害防止のための安全な歩き方、作業方法の推進

カ 作業内容に適した防滑靴、プロテクター等の着用の推進

キ 定期的な職場点検、巡視の実施

ク 転倒予防体操の励行

② 冬期における転倒災害防止対策

ア 気象情報の活用によるリスク低減の実施

イ 通路、作業床の凍結等による危険防止の徹底

港湾貨物運送事業労働災害防止協会会長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部長

「STOP！転倒災害プロジェクト 2015」の実施について

休業 4 日以上の死傷災害の 2 割以上を占め、事故の型別に見ると最も多い転倒災害の大幅な削減を目的として、今般、厚生労働省と貴団体が主唱者となり、「STOP！転倒災害プロジェクト 2015」（以下「プロジェクト」といいます。）を実施することとしたところです。

プロジェクトの推進に当たり、厚生労働省におきましては、下記の実施を行いますので御了知いただくとともに、貴団体におかれましても、当該取組と連携して①会員事業場等への周知啓発、②事業場の転倒災害防止対策への指導援助、③転倒災害防止対策に資するセミナー等の開催、教育支援、④転倒災害防止対策に資するテキスト、周知啓発資料等の提供、⑤転倒災害の防止に有益な保護具等の普及促進等に、各団体の実情に応じて、効果の見込める手法により取り組んでいただきますよう、お願いします。

記

1 STOP！転倒災害特設サイトの開設

STOP！転倒災害特設サイトを開設し、各事業場における取組事例、事業場が転倒危険箇所等を点検する際のチェックリスト、積雪・凍結期における対策等の情報を提供する。

2 転倒災害防止のためのパンフレットの作成及び配布

転倒災害の発生状況、各事業場における取組事例、事業場が転倒危険箇所等を点検する際のチェックリスト等をまとめたパンフレットを作成し、特設サイトに掲載するほか印刷物として事業場に配布する。

3 各事業場へのプロジェクトの周知啓発、指導

(1) 重点取組期間の設定

都道府県労働局、労働基準監督署における個別指導、集団指導等の機会を捉えて上記パンフレットを活用したプロジェクトの周知、事業場における転倒災害防止重点取組期間（2月、6月）の設定、重点取組期間における安全委員会等での調査審議と職場巡視等を指導する。

(2) 事業場における転倒防止対策への取組指導

事業場において以下の対策に取り組むよう指導する。

① 一般的な転倒災害防止対策

- ア 作業通路における段差や凹凸、突起物、継ぎ目等の解消
- イ 4S（整理、整頓、清掃、清潔）の徹底による床面の水濡れや油汚れ等のほか台車等の障害物の除去
- ウ 照度の確保、手すりや滑り止めの設置
- エ 危険箇所の表示等の危険の「見える化」の推進
- オ 転倒災害防止のための安全な歩き方、作業方法の推進
- カ 作業内容に適した防滑靴、プロテクター等の着用の推進
- キ 定期的な職場点検、巡視の実施
- ク 転倒予防体操の励行

② 冬期における転倒災害防止対策

- ア 気象情報の活用によるリスク低減の実施
- イ 通路、作業床の凍結等による危険防止の徹底

基安発 0120 第 4 号
平成 27 年 1 月 20 日

公益社団法人日本保安用品協会会長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部長

「STOP！転倒災害プロジェクト 2015」の実施について

休業 4 日以上の死傷災害の 2 割以上を占め、事故の型別に見ると最も多い転倒災害の大幅な削減を目的として、今般、厚生労働省と各労働災害防止団体が主唱者となり、「STOP！転倒災害プロジェクト 2015」（以下「プロジェクト」といいます。）を実施することとしたところです。

プロジェクトの推進に当たり、厚生労働省におきましては、下記の実施を行いますので御了知いただくとともに、貴団体におかれましても、当該取組と連携して①会員等へのプロジェクトの周知、②防滑靴等の使用方法の紹介等に取り組んでいただきますよう、お願いします。

記

1 STOP！転倒災害特設サイトの開設

STOP！転倒災害特設サイトを開設し、各事業場における取組事例、事業場が転倒危険箇所等を点検する際のチェックリスト、積雪・凍結期における等の情報を提供する。

2 転倒災害防止のためのパンフレットの作成及び配布

転倒災害の発生状況、各事業場における取組事例、事業場が転倒危険箇所等を点検する際のチェックリスト等をまとめたパンフレットを作成し、特設サイトに掲載するほか、印刷物として事業場に配布する。

3 各事業場へのプロジェクトの周知啓発、実施指導

(1) 重点取組期間の設定

都道府県労働局、労働基準監督署における個別指導、集団指導等の機会を捉えて上記パンフレットを活用したプロジェクトの周知、事業場における転倒災害防止重点取組期間（2月、6月）の設定、重点取組期間における安全委員会等での調査審議と職

場巡視等を指導する。

(2) 事業場における転倒防止対策への取組指導

事業場において以下の対策に取り組むよう指導する。

① 一般的な転倒災害防止対策

- ア 作業通路における段差や凹凸、突起物、継ぎ目等の解消
- イ 4S（整理、整頓、清掃、清潔）の徹底による床面の水濡れや油汚れ等のほか
台車等の障害物の除去
- ウ 照度の確保、手すりや滑り止めの設置
- エ 危険箇所の表示等の危険の「見える化」の推進
- オ 転倒災害防止のための安全な歩き方、作業方法の推進
- カ 作業内容に適した防滑靴、プロテクター等の着用の推進
- キ 定期的な職場点検、巡視の実施
- ク 転倒予防体操の励行

② 冬期における転倒災害防止対策

- ア 気象情報の活用によるリスク低減の実施
- イ 通路、作業床の凍結等による危険防止の徹底